第

534

묵

発行所



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1996年) 平成8年 3月 6日 水曜日

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

[©]政党等寄付金特別控除

○ :個人が政治献金をした場合、所得税の 計算上何か控除があるのでしょうか。

A:政党や政治資金団体に対する寄付金を 支出した場合には、寄付金控除の規定があり ます。また、平成7年から税額控除が設けられ、所得控除との選択控除が認められます。

【解説】

(1)寄付金控除

特定寄付金を支出したときは、次の金額を 所得から差し引くことができます。

A-10,000円=寄付金控除額 A=特定寄付金の額と「総所得金額等の合計 額の25%」とのいずれか少ない方の金額 (2)政党等寄付金特別控除

平成7年1月1日から平成11年12月31日までの間に政治活動に関する特定寄付金を支出した場合には、選択により(1)に代えて次の算式で計算した金額を所得税の額から控除できます。

(寄付金の額-1万円) ×30%=控除額 (所得税額の25%を限度)

(3)注意点

(1)又は(2)の適用を受けるためには、自治大臣又は選挙管理委員会等の確認印のある「寄付金(税額)控除のための書類」を確定申告書に添付する必要があります。

(4)どちらが得か

(1)(2)のどちらを選択適用するのが得かは、 実際に計算して比較しなければわかりません が、(1)を適用する方が得なケースが多いよう です。

